

令和7年国勢調査について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

国内に居住するすべての人および世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の時期

令和7年10月1日（水）

(3) 調査の対象

調査時において国内に常住するすべての人。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員およびその家族、外国軍隊の軍人・軍属およびその家族は、調査の対象としない。

(4) 調査事項（17項目）

① 世帯員に関する事項（13項目）

「氏名」・「男女の別」・「出生の年月」・「世帯主との続柄」・「配偶の関係」・「国籍」・「現在の住居における居住期間」・「5年前の住居の所在地」・「就業状態」・「所属の事業所の名称及び事業の内容」・「仕事の種類」・「従業上の地域」・「従業地又は通学地」

② 世帯に関する事項（4項目）

「世帯の種類」・「世帯員の数」・「住居の種類」・「住宅の建て方」

(5) 調査の方法

別紙、中段「調査の流れ」を参照

(6) 調査結果の公表予定

人口速報集計	・・・	令和8年5月まで
人口等基本集計（確定人口・世帯）	・・・	令和8年9月まで
小地域集計（町丁別）	・・・	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して、秘匿処理を施した上で、速やかに公表

2. 品川区における調査の規模および実施方法

(1) 調査対象概数（※6月1日現在・住民基本台帳登録数）

- ①人口 415,312人
- ②世帯 240,671世帯

(2) 調査区数（6月1日現在）

3,957調査区

（内訳）一般調査区3,872、特別調査区84、水面調査区1

(3) 国勢調査員

①調査員の要件

国の基準に基づき、責任を持って調査事務を遂行できる者で、原則20歳以上の者、警察、選挙に直接関係のない者、暴力団員でない者等とする。

②調査員の仕事

調査員事務説明会への出席、担当地域の確認、調査書類の配布・回収、書類の作成、調査書類の提出など

③調査員確保状況 2,120人（6月1日現在）

（内訳）町会・自治会推薦者	1,787人
登録調査員（現役・OB・新規）	151人
公募（一般・紹介）	84人
社会施設等施設長	59人
マンション管理人・管理組合	39人

(4) 調査のおもな日程

①調査員事務説明会の開催	8/17～9/7
②区コールセンターの設置	9/16～10/17
③調査書類の配布	9/20～9/30
④インターネット回答期間	9/20～10/8
⑤調査基準日	10/1
⑥回答確認状（締切日までの回答依頼）の配布	10/1～10/3
⑦紙の調査票回答期間（郵送または調査員）	10/1～10/8
⑧督促状兼礼状（回答督促または回答御礼）の配布	10/9～10/19
⑨調査関係書類の提出（調査員→区）	10/20～10/31



国勢調査2025

別紙

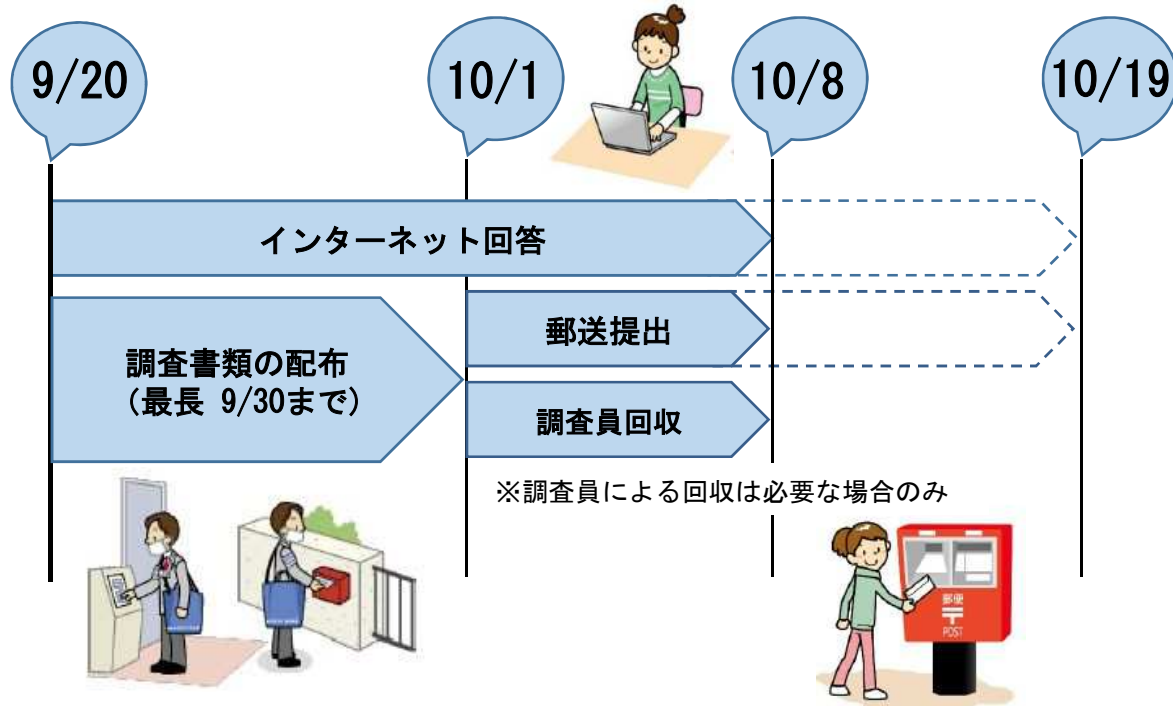
I 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正9年（1920年）の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、令和7年に実施する調査はその22回目に当たる。

II 調査の概要

- 調査期日 令和7年10月1日（水）午前零時現在
- 調査対象 令和7年10月1日現在、我が国に常住するすべての人
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査の流れ



III 結果の利用

【法定人口としての利用】

衆議院議員の小選挙区の改定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準等

【行政施策の基礎資料としての利用】

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、
高齢者社会福祉施策の基礎資料 等

【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム

【教育、民間など広範な分野で利用】

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索

